

## 目 次

### 第1章 はじめに ----- 1

- 1 背景及び目的 ----- 1
- 2 ガイドラインの使い方----- 1
- 3 位置付け ----- 2
- 4 ガイドラインの構成 ----- 3
- 5 対象範囲 ----- 4

### 第2章 修景整備 ----- 5

- 1 和歌山城周辺の街並みの特徴と現状把握 ----- 5
- 2 景観に関する市民アンケートの実施 ----- 9
- 3 修景整備の目標 ----- 11
  - 3.1 修景整備を実施する対象範囲 ----- 11
  - 3.2 修景整備の目標 ----- 12
- 4 修景整備の対象物 ----- 14
- 5 修景整備方針 ----- 14
  - 5.1 共通の修景整備方針 ----- 14
  - 5.2 歴史的なエリアの修景整備方針 ----- 20
  - 5.3 商業的なエリアの修景整備方針 ----- 26
  - 5.4 沿道エリアの修景整備方針 ----- 32
- 6 色彩環境に配慮した街並みの事例 ----- 40

### 第3章 案内サイン整備 -----41

1	案内サイン整備の基本方針 -----	41
1.1	案内サインの現状 -----	41
1.2	案内サイン及び観光動態調査 -----	42
1.3	案内サイン整備の目標 -----	47
1.4	整備対象となる案内サインの種類と役割 -----	48
2	案内サインの躯体の形状・デザインの考え方 -----	49
2.1	現状の案内サインのデザイン -----	49
2.2	躯体種類別のデザインの方針 -----	52
2.3	素材や色彩における整備方針 -----	53
2.4	案内サインの配置計画 -----	56
2.5	案内サインの設置位置 -----	59
3	板面の情報伝達計画 -----	60
3.1	板面における情報量の考え方 -----	60
3.2	表示言語の表記方法の考え方 -----	61
3.3	書体及び文字サイズの考え方 -----	62
3.4	ピクトグラム利用の考え方 -----	63
3.5	配色の考え方 -----	64
3.6	地図の掲載情報の考え方 -----	65
4	案内サインの事例集 -----	66
5	色彩の用語説明 -----	67

## 第1章 はじめに

### 1 背景及び目的

和歌山市の中心部では、大学誘致や市街地再開発事業、公共施設の再編、無電柱化事業、市堀川の水辺のまちづくり事業などを実施し、県都としてふさわしい充実した都市機能と良好な景観を有するコンパクトシティを推進しています。

また、和歌山城などの歴史遺産や紀の川などの豊かな自然を核とした観光形態となっており、国内外問わず、多くの観光客が来訪されています。今後、魅力的な観光地づくりを推進するためには、周遊性の向上や和歌山市固有の歴史・文化への理解を深めるための案内サイン等の多言語化、効果的な配置が求められます。

和歌山城周辺修景整備ガイドラインは、「城下町和歌山にみる歴史的風致」の維持と向上に寄与することを目的として、和歌山城やJR和歌山駅、南海和歌山市駅周辺の修景整備や案内サインのガイドラインとして策定しました。

### 2 ガイドラインの使い方

本ガイドラインは和歌山城周辺における景観特性を考慮して、個々の建築物や工作物、屋外広告物、案内サインなどの修景整備の考え方を取りまとめておりますので、新築、新設、改築などを計画された場合に参考にしてください。

また、本ガイドラインは、景観計画に定められている景観誘導（行為の制限）や景観形成基準ではありませんので、ご注意ください。

1

はじめに

2

修景整備

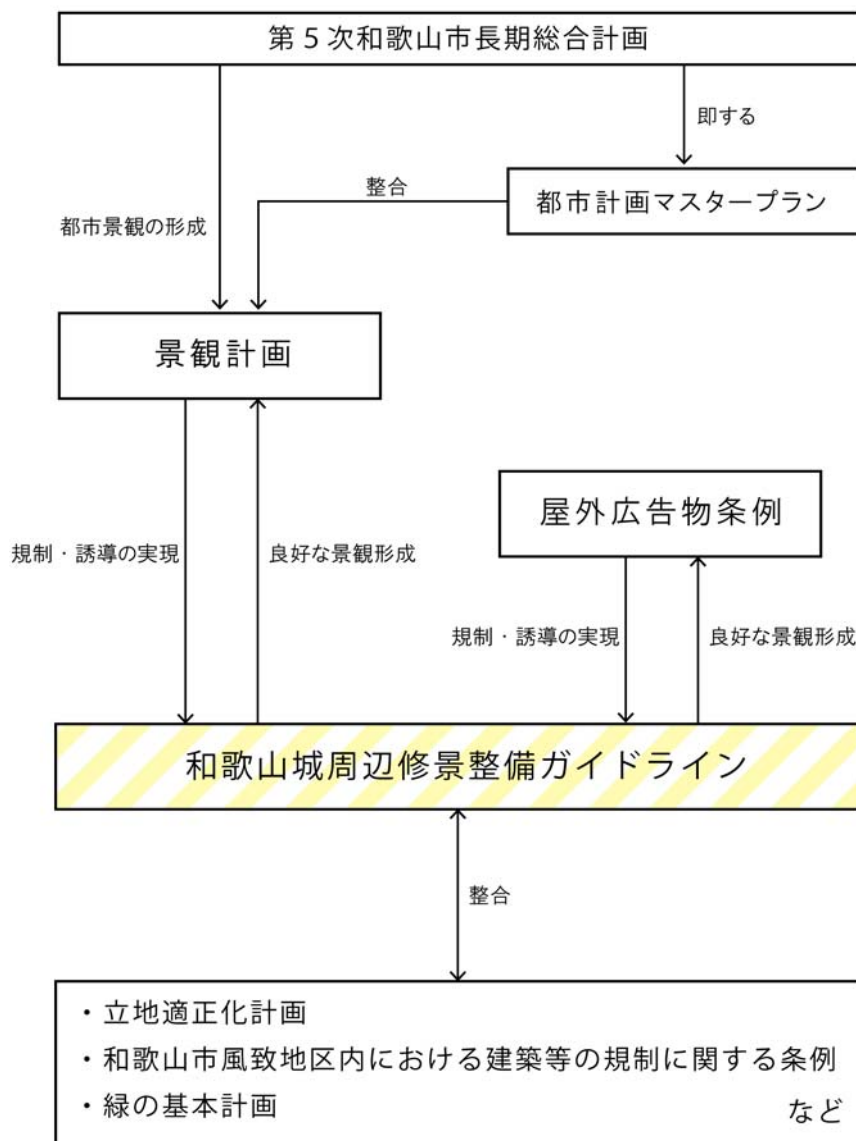
3

案内サイン整備

### 3 位置付け

本ガイドラインでは、「第5次和歌山市長期総合計画」の将来都市像である「きらり輝く 元気和歌山市」を実現するために定められている分野別目標の「住みたいと選ばれる魅力があふれるまち」の「魅力ある都市景観の創出」を実現するためのガイドラインとして位置付けられています。

また、都市景観の創出に向けて、景観計画や都市計画マスタープランなどとの関連計画との整合や連携を図ります。



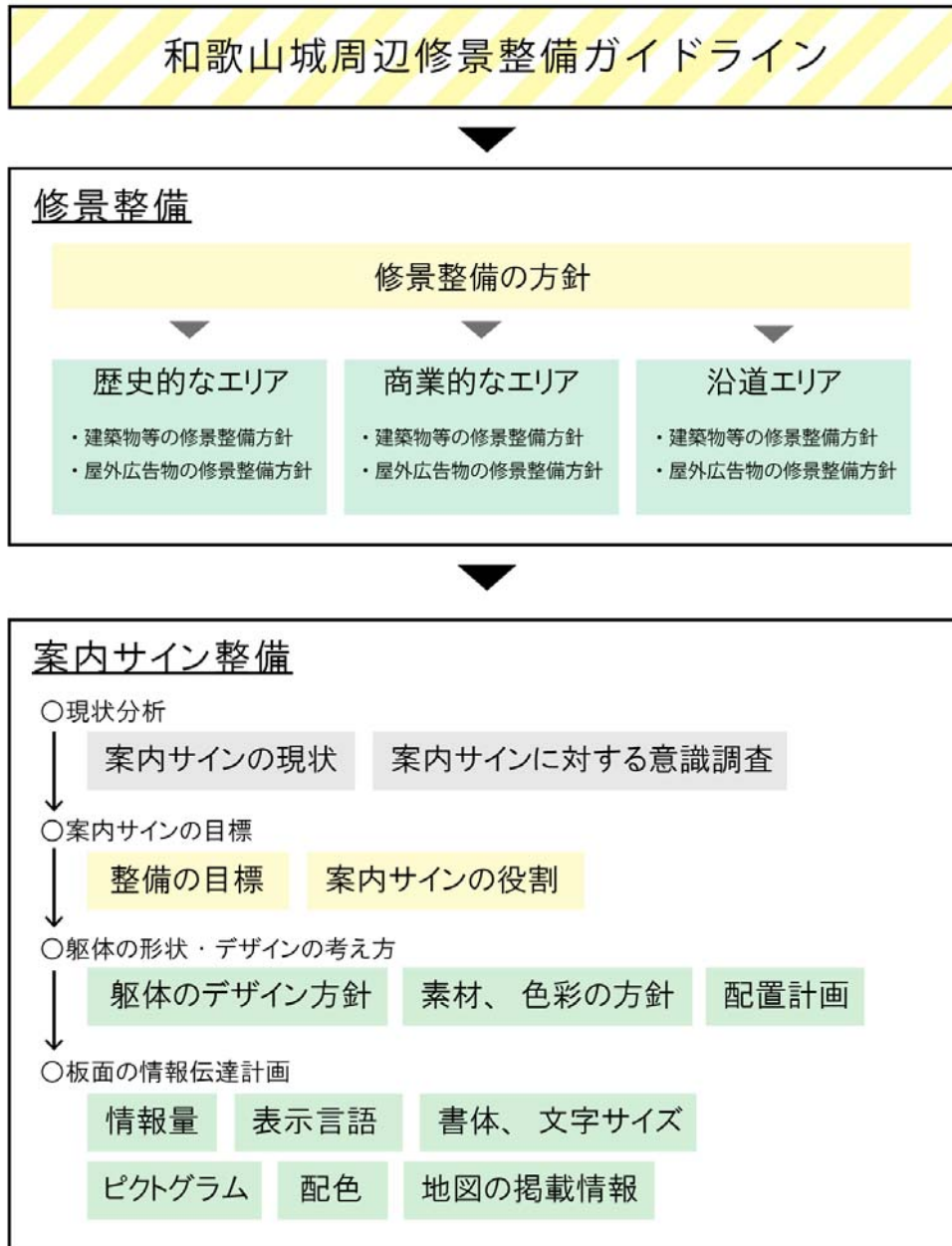
1 はじめに

2 修景整備

3 案内サイン整備

## 4 ガイドラインの構成

本ガイドラインでは、対象エリアの良好な景観形成に向けて【第2章 修景整備】と【第3章 案内サイン整備】で構成します。



1

はじめに

2

修景整備

3

案内サイン整備

## 5 対象範囲

本ガイドラインの対象範囲は、景観形成や観光の重要な拠点となる和歌山城、JR 和歌山駅、南海和歌山市駅周辺を核としたエリアとそれらを繋ぐ通りなどとします。

以下に具体的な対象範囲を示します。

1

はじめに

2

修景整備

3

案内サイン整備

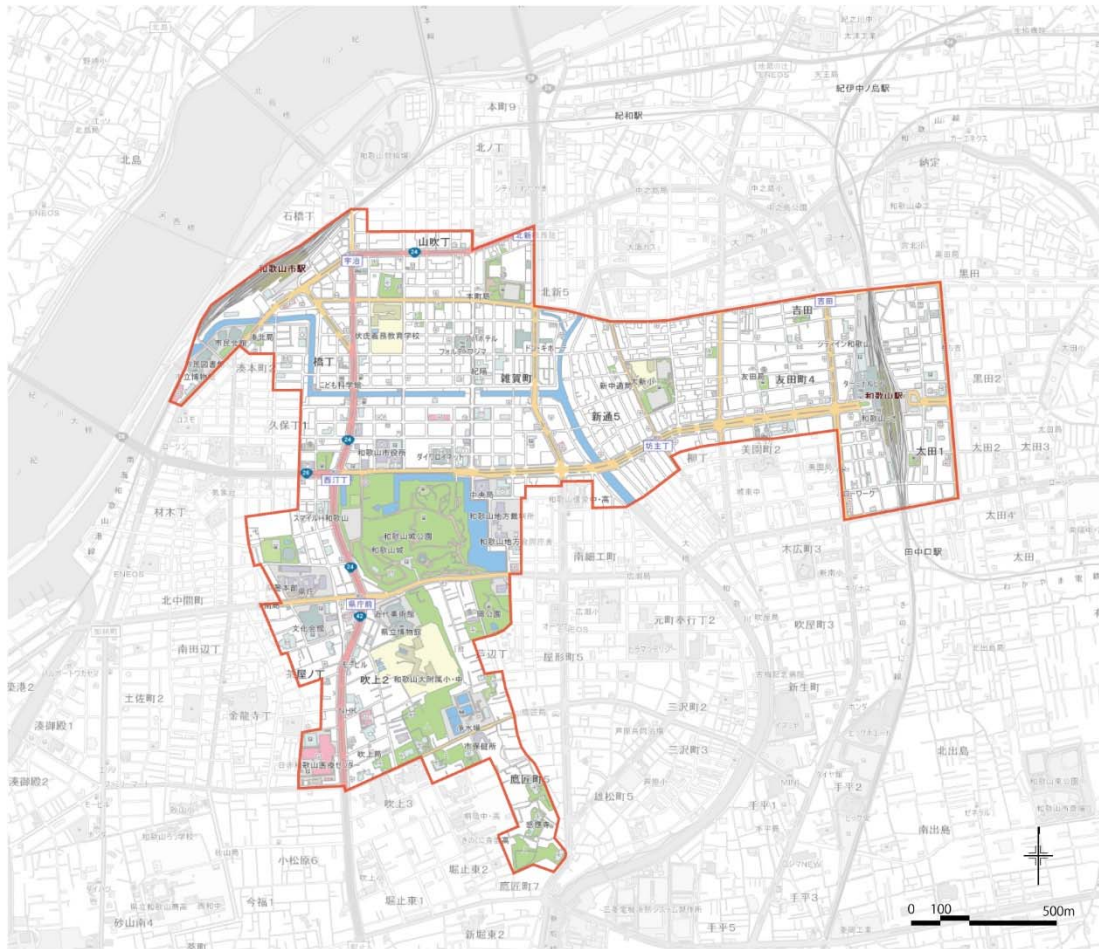


図 1-1 本ガイドラインの対象範囲